

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた利用許可方針

緊急事態宣言の解除に伴い、赤坂支所産業建設課が所管する赤坂適塾の利用許可について、段階的に緩和します。今後、新型コロナウイルス感染症の終息までは、「感染拡大防止」と社会生活を両立する「新しい生活様式」が求められています。そこで、新型コロナウイルス感染予防対策として、赤坂支所産業建設課では、下記の方針をもとに対策を行うこととしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、本方針は、施設で行われるすべての活動が対象です。

※厚生労働省・文部科学省のガイドライン等を元に作成しております。

### 1. 基本的な感染症対策の実施

#### (1) 感染源を絶つこと。

- 発熱等の風邪の症状がみられる方、体調がすぐれない方は来館・来場をお控えください。

#### (2) 感染経路を絶つこと。

- 手洗いや咳エチケットを徹底してください。

### 2. 集団感染のリスクへの対応

#### (1) 換気の徹底（密閉しない）

- こまめな換気を実施すること。可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- 1時間に10分は窓を開けて換気を行うこと。
- 換気が困難な部屋は使用禁止。

#### (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- 人の密度を下げるため、距離をあけて利用すること。
- 部屋の定員の概ね1/2の人数で利用するなど広く使うこと。

#### (3) 身体的接触のある活動は行わないこと（密着しない）

- 近距離での会話等の際のマスクの使用等。
  - ・会話の際も飛沫を飛ばさないよう、必ずマスクを装着し咳エチケットを徹底すること。
- 飲食制限。（飲食可能な施設に限る）
  - ・施設内では水分補給以外の飲食を行わないようにすること。どうしても必要な場合は、対面着席や会話をしながらの飲食は避けること。
  - ・食事ができるのは食堂のみです。

※上記（１）～（３）の「密閉しない」「密集しない」「密着しない」の三条件のうち、二つ以上が揃わないよう、上記の感染防止対策を行ってください。

### 3. 参加者名簿の作成

- (1) 宿泊代表者は、利用者名簿（利用申込書等）を作成し連絡先を把握してください。
  - 利用者名簿を「**新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト**」に必ず添付して提出してください。
  - 感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置です。利用者名簿の写しは宿泊代表者で保管してください。
- (2) 感染者が発生した場合は、速やかに申し出ていただくようお願いいたします。  
※感染の疑いのある者が発生した場合も同様とします。

上記の方針に沿った配慮や取り組みを行うことを条件として利用を許可します。なおその際には、「**新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト**」に記入し赤坂支所産業建設課に提出をお願いします。

### 4. 留意点

- (1) この方針については、当面の間の施設利用許可についてのものであり、今後の感染の状況により適宜見直します。
- (2) この方針に基づき許可した場合であっても、施設の管理上の必要等により、予告なく許可を取り消す場合もあります。